

○高浜市地域生活支援事業実施規則

平成18年12月25日

規則第75号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 相談支援事業(第5条—第7条)
- 第3章 成年後見制度等利用支援事業(第8条—第12条)
- 第4章 コミュニケーション支援事業
 - 第1節 手話通訳者設置事業(第13条—第17条)
 - 第2節 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業(第18条—第24条の2)
- 第5章 日常生活用具給付事業(第25条—第33条)
- 第6章 移動支援事業(第34条—第41条)
- 第7章 地域活動支援センター事業(第42条—第49条)
- 第8章 訪問入浴サービス事業(第50条—第55条)
- 第9章 更生訓練費給付事業(第56条—第61条)
- 第10章 日中一時支援事業(第62条—第69条)
- 第11章 生活サポート事業(第70条—第76条)
- 第12章 自動車改造費助成事業(第77条—第84条)
- 第13章 障害者自動車運転免許取得費助成事業(第85条—第91条)
- 第14章 雑則(第92条—第95条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域生活支援事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度等利用支援事業
- (3) コミュニケーション支援事業
- (4) 日常生活用具給付事業
- (5) 移動支援事業
- (6) 地域活動支援センター事業
- (7) 訪問入浴サービス事業
- (8) 更生訓練費給付事業

- (9) 日中一時支援事業
- (10) 生活サポート事業
- (11) 自動車改造費助成事業

2 市長は、前項に掲げる事業の利用に要した費用の一部について支給し、当該事業の全部若しくは一部を団体等に委託し、又は社会福祉法人等の実施する当該事業に補助することができるものとする。

(事業者の責務)

第3条 前条第2項の規定により委託又は補助を受けて同条第1項に掲げる事業を行う者(以下「事業者」という。)は、この規則の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 事業者は、地域生活支援事業としてサービスを提供するに当たっては、障害者等の特性に応じた適切な配慮をして行うものとする。

3 第5章から第7章まで及び第10章の事業を行う事業者は、地域生活支援事業として提供するサービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明するとともに、あらかじめ当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明し、当該サービスの提供開始についてその者の同意を得なければならない。

(利用者負担額の上限)

第4条 第30条第3項、第39条第3項、第46条第3項、第55条、第66条第3項及び第75条の規定による利用者負担額と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された同一の月における介護給付費及び訓練等給付費の額を控除して得た額を加えた額が、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項各号に規定する負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

(平20規則37・一部改正)

第2章 相談支援事業

(事業の目的)

第5条 相談支援事業は、障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援その他必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の必要な援助を行うことにより、障害者等の権利擁護を目的とする。

(事業の内容)

第6条 相談支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービスについての情報提供及び相談その他障害福祉サービスの利用援

助に関すること。

- (2) 障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。
- (3) 専門機関の紹介に関すること。
- (4) 地域の障害福祉に関するシステムを構築すること。
- (5) 高浜市地域ケア会議設置規則(平成18年高浜市規則第54号)に規定する障害者地域自立支援協議会及び障害者就労支援会議に関すること。

(相談窓口の設置)

第7条 福祉事務所長は、前条の相談支援事業を行うため、高浜市いきいき広場に相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口は、高浜市いきいき広場の管理及び運営に関する規則(平成8年高浜市規則第9号)第2条第1号に規定する福祉に係る相談並びに福祉サービスの調整及び提供に関する事業の一部とする。

第3章 成年後見制度等利用支援事業

(事業の目的)

第8条 成年後見制度等利用支援事業は、知的障害者又は精神障害者に関し、成年後見制度等の審判の請求をするとともに、その手続に係る費用及び後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人をいう。以下この章において同じ。)の報酬の全部又は一部を助成することにより、これらの者の権利を擁護することを目的とする。

(対象者)

第9条 成年後見制度等利用支援事業により審判を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する重度の知的障害者又は精神障害者
- (2) 障害福祉サービスを利用しようとするものであること。
- (3) 成年後見制度等の手続に係る費用助成を受けなければ成年後見制度等の利用が困難であると認められるもの
- (4) 後見人等の報酬助成を受ける場合にあつては、生活保護を受けているもの
(平20規則37・一部改正)

(事業の内容)

第10条 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、次に掲げる審判の請求をするものとする。

- (1) 民法第7条第1項に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲拡張の審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判

- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
 - (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
 - (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判
- 2 福祉事務所長は、次の費用の全部又は一部の助成を行うものとする。
- (1) 前項の審判の請求に係る手数料、登記手数料、鑑定費用その他の成年後見制度等の手続に係る費用
 - (2) 後見人等の報酬

(報酬の申請等)

第11条 前条第2項第2号の報酬の助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬費用助成申請書(様式第1)に必要な書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を成年後見人等報酬費用助成(不助成)決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(報酬の請求等)

第12条 前条第2項の規定により成年後見人等報酬助成決定を受けた者は、報酬の助成を受けようとするときは、成年後見人等報酬費用助成請求書(様式第3)を福祉事務所長に提出しなければならない。

第4章 コミュニケーション支援事業

第1節 手話通訳者設置事業